

令和7年議員年金の暦

市議会議員共済会

月	退職年金受給者	遺族年金受給者
1月	下旬 源泉徴収票の送付 24日 金融機関変更(3月期支給分から)の締切日	24日 金融機関変更(3月期支給分から)の締切日
2月	17日 確定申告受付開始(3月17日まで) 下旬 年金支払通知書の送付(3・6月期支給分)	下旬 年金支払通知書の送付
3月	5日 3月期年金支給日(12・1・2月分) 下旬 若年停止解除のお知らせ(2・3・4月生まれの方)	5日 3月期年金支給日(12・1・2月分)
4月	18日 金融機関変更(6月期支給分から)の締切日	18日 金融機関変更(6月期支給分から)の締切日
6月	5日 6月期年金支給日(3・4・5月分) 下旬 若年停止解除のお知らせ(5・6・7月生まれの方)	5日 6月期年金支給日(3・4・5月分)
7月	25日 金融機関変更(9月期支給分から)の締切日	25日 金融機関変更(9月期支給分から)の締切日
8月	下旬 年金支払通知書の送付(9・12月期支給分)	
9月	5日 9月期年金支給日(6・7・8月分) 下旬 若年停止解除のお知らせ(8・9・10月生まれの方)	5日 9月期年金支給日(6・7・8月分)
10月	24日 金融機関変更(12月期支給分から)の締切日	24日 金融機関変更(12月期支給分から)の締切日
11月	上旬 扶養親族等申告書の送付(共済会において所得税の源泉徴収の対象となる方※) 下旬 扶養親族等申告書の提出期限	
12月	5日 12月期年金支給日(9・10・11月分) 下旬 若年停止解除のお知らせ(11・12・1月生まれの方)	5日 12月期年金支給日(9・10・11月分)

※所得税の課税対象となる方とは、市議会議員共済会がその年中に支給する退職年金の年額が65歳未満の方については108万円以上、65歳以上の方については158万円以上となる方です。

● 現況届の提出は原則不要です。

市議会議員共済会では、住基ネットを利用して受給者の方がご健在であるかの確認を行っているため、現況届の提出は原則不要となりますので、市区町村への手続きは必要ありません。

なお、住基ネットで生存の事実の確認ができなかったときは、年金の支払いを差し止めることになります。

● 海外に居住されている方について

海外に居住されている方につきましては、居住先を管轄する在外公館が発給する在留証明を取得し、所属されていた議会事務局へ提出してください(令和7年1月末日締切)。

● 年齢により退職年金の支給が停止されている方へ(若年停止解除)

支給開始年齢に達しないことにより退職年金の支給が停止されている方については、支給開始年齢に達する日の属する月の翌月分(月の初日生まれの方はその月分)から退職年金を支給します。支給期の前に年金支給開始のお知らせと各種書類をお送りします。

なお、年齢により支給を停止されている方でも恩給法別表第1号表ノ2に定める重度障害の状態になったときは退職年金が支給されます。詳しくは、所属されていた議会事務局にお問い合わせください。

● 次の事由に該当された場合は、議会事務局に連絡をお願いします。

次の事由のうち、連絡が遅れますと支給される年金に過払金が生じる場合があります。

過払金が生じますと受給者の方やご遺族の方に返還していただく必要が生じるなど、大変お手数をお掛けすることとなりますので、早急にご連絡ください。

なお、手続は所属されていた議会事務局を通じて行っていただきます。

1. 年金を受ける権利の消滅等((2)~(6)は遺族年金のみ)

- (1) 受給者が亡くなったとき
- (2) 婚姻したとき(事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)
- (3) 三親等内の親族以外の者の養子となったとき
- (4) 死亡した議員であった者との養子縁組を解消したとき
- (5) 18歳に達し、最初の3月31日を迎えたとき
- (6) 障害の状態であることを事由に年金の支給を受けている子または孫が障害の状態でなくなったとき

2. 本会への届出事項の異動等

- (1) 年金受取金融機関を変更したとき(金融機関の合併や店舗の統廃合があった場合には、議会事務局にご連絡ください。)
- (2) 市区議会議員として再就職したとき
- (3) 禁錮以上の刑が確定したとき

3. その他

- (1) 年金が振り込まれていないとき
- (2) 年金証書を紛失・損傷したとき

● 源泉徴収票の送付のお知らせ(退職年金受給者の方のみ)

確定申告等において必要となる源泉徴収票は、1月下旬にお送りしますので大切に保管してください。源泉徴収票の再発行につきましては、所属されていた議会事務局を通じて申請してください。

なお、遺族年金は、非課税のため源泉徴収票の発行は行っておりません。

● 年金支払通知書について

- (1) 退職年金受給者…年2回お送りします。(2月下旬、8月下旬)
- (2) 遺族年金受給者…年1回お送りします。(2月下旬)

支給額に変更が生じた場合は、その都度お送りします。なお、年金支払通知書は再発行できませんので大切に保管してください。

● 給付を受ける権利の保護

- (1) 差押えの禁止

共済給付金を受ける権利は、譲り渡したり、担保に供したり、差し押さえたりすることはできません。

ただし、退職年金または退職一時金を受ける権利を国税、地方税の滞納処分により差し押さえる場合はこの限りではありません。

- (2) 年金を担保とした融資制度の終了

年金受給者については、日本政策金融公庫または沖縄振興開発金融公庫から年金を担保に融資を受けることのできる制度がありましたが、令和2年の年金制度の法律改正により、令和4年3月末をもって、新規貸付の申込受付は終了しました。